

## あきる野市地域防災計画が修正されました

地域防災計画とは、地方公共団体が災害対策基本法に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係わる事務や業務に関して総合的に定めた計画です。あきる野市地域防災計画は、災害対策基本法の改正、東京都地域防災計画との整合性を図るため、平成 29 年 3 月に修正されました。

主な修正点の一つとして、災害時の避難行動要支援者に関することがあります。

避難行動要支援者とは、災害が発生した、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方です。避難行動要支援者の範囲は次のとおりです。

- ・ 要介護認定区分が介護 3 から介護 5 までの方
- ・ 身体障害者手帳の障がいの程度が 1 級か 2 級の方
- ・ 愛の手帳の障がいの程度が 1 度か 2 度の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の障がいの程度が 1 級か 2 級の方
- ・ 75 歳以上で構成する世帯
- ・ その他避難の支援が必要であると市長が認める方



避難行動要支援者の名簿情報は、同意が得られた場合には災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で避難支援等関係者へ事前に必要な名簿情報が提供されます。また、災害が発生または発生するおそれのある場合で災害から身を守るために特に必要と認めた場合には、同意を得ていない場合であっても、避難支援等に必要な限度で避難支援等関係者その他の者へ名簿情報が提供されます。

もう一つの主な修正点として、指定緊急避難場所・指定避難所に関することがあります。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、切迫した災害の危険から逃れるための「避難場所」と、その後の避難生活を送るための「避難所」が必ずしも明確に区別されておらず、また、災害ごとに避難場所が指定されていなかったため、発災直後に避難場所に逃れたもののその施設に津波が襲来して多数の犠牲者が発生したなど、被害拡大の一因となりました。そして、災害対策基本法が改正されたことをうけ、大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するため、指定緊急避難場所と指定避難所を指定しました。

- ・ 指定緊急避難場所とは、災害が発生した、または発生するおそれのある場合にその危険から逃れるため、災害の種類ごとに緊急的に避難する施設、場所です。
- ・ 指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民などを災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させるための施設です。

※地域防災計画は、情報公開コーナー（市役所 4 階）、各図書館、市ホームページで閲覧できます。

## TOPIC 市 HP に防災・安心地域委員会のページが掲載されました

平成 29 年 7 月に、市 HP に防災・安心地域委員会のページが掲載されました。防災・安心地域委員会の組織概要や本部・各地区の活動内容が掲載されています。

順次更新していきますので、ぜひご覧ください。

防災・安心地域委員会のページは、あきる野市のトップページにある「防災情報」から閲覧できます。



# そなえ防災

あきる野市防災・安心地域委員会

平成 29 年 9 月 29 日

(第 10 号)

発行責任者

防災・安心地域委員会

本部長 倉田克治

## ドローンを活用した災害対応

あきる野市は、山間部を多く抱えるため、土砂災害の危険性が高いということもあり、「安心安全なまちづくり」を掲げ、災害に強いまちづくりを進めています。災害発生時には、情報収集が必要となりますが、ドローンであれば、安全・迅速に災害現場を確認できるという特性に着目し、災害対応力を高めることを主眼に、あきる野市はドローンの活用に着手しました。

2016 年 3 月にあきる野市は、DJI JAPAN (株)および(株)スカイシーカーと「ドローンの安全かつ有効な活用促進に向けた合意書」を締結し、戸倉しろやまテラスをドローン操縦者育成研修の開催地として提供し、ドローン操縦者の育成を行なっています。

平成 28 年度あきる野市総合防災訓練では、大型ドローンによる物資輸送訓練を実施し、五日市出張所からメイン会場である五日市小学校までの間を、完全自律飛行により、水、食料、通信機器を輸送しました。また、人が近づけないような山間部で発生した土砂災害現場の空撮、河川の増水により中州に取り残された人を救助するための救命具投下訓練なども実施し、災害対応におけるドローン活用を促進しています。

平常時では観光分野での市の魅力発信の強化や獣害対策など様々な分野でドローンの活用が期待されます。

今後のドローンの活躍に期待しましょう。



## 自主防災組織活動報告～西秋留地区防災・安心地域委員会～

西秋留地区防災・安心地域委員会は、各種団体代表等 37 人で構成され、毎年度 6 回のペースで会議を開催し、防災・安心地域委員会本部役員会での決定事項や防災に関する情報の提供をしております。また、防災に関する具体的活動として次の事項に重点を置いて活動しています。

### (1) 携帯無線機の交信訓練

秋留台地の南側、いわゆる秋川に沿った町内会の区域内には、土砂災害警戒区域等に指定された箇所が比較的多く点在することから、移動式携帯無線機の交信訓練を毎年度実施しております。その方法は、各町内会・自治会の無線機貸与者 24 人を対象に、順次交信を行うことであり、訓練当初は、一部の方とは、秋留台地からの急傾斜地の地形による交信の支障が多く発生しましたが、交信場所を家屋内から屋外への移動等により適切な場所の確保による雑音の減少等、訓練を重ねることでの確かな情報の伝達ができるようになりました。また、各町内会・自治会では、各種行事において、無線機を使用することによる取扱いの慣れも、スムーズな交信に繋がっていますので、今後も、積極的に取り組んでいきます。



### (2) 避難所運営訓練

当地区の町内会・自治会単位での安否確認旗の掲出、避難、炊き出し訓練等を実施し、大地震や大雨による大規模災害に備えた活動を行なっていますが、今年度から、それに加え当地区の市指定の避難所の一か所を使用し、具体的な避難所運営訓練の実施を計画しています。初年度は、館内に町内会ごとの区割りをし、避難者は、避難者カードの記載後、入館し、その受け入れに伴う役割分担等具体的な運営活動を行い、次年度から順次訓練の規模を拡大し、避難所運営の円滑を目指します。

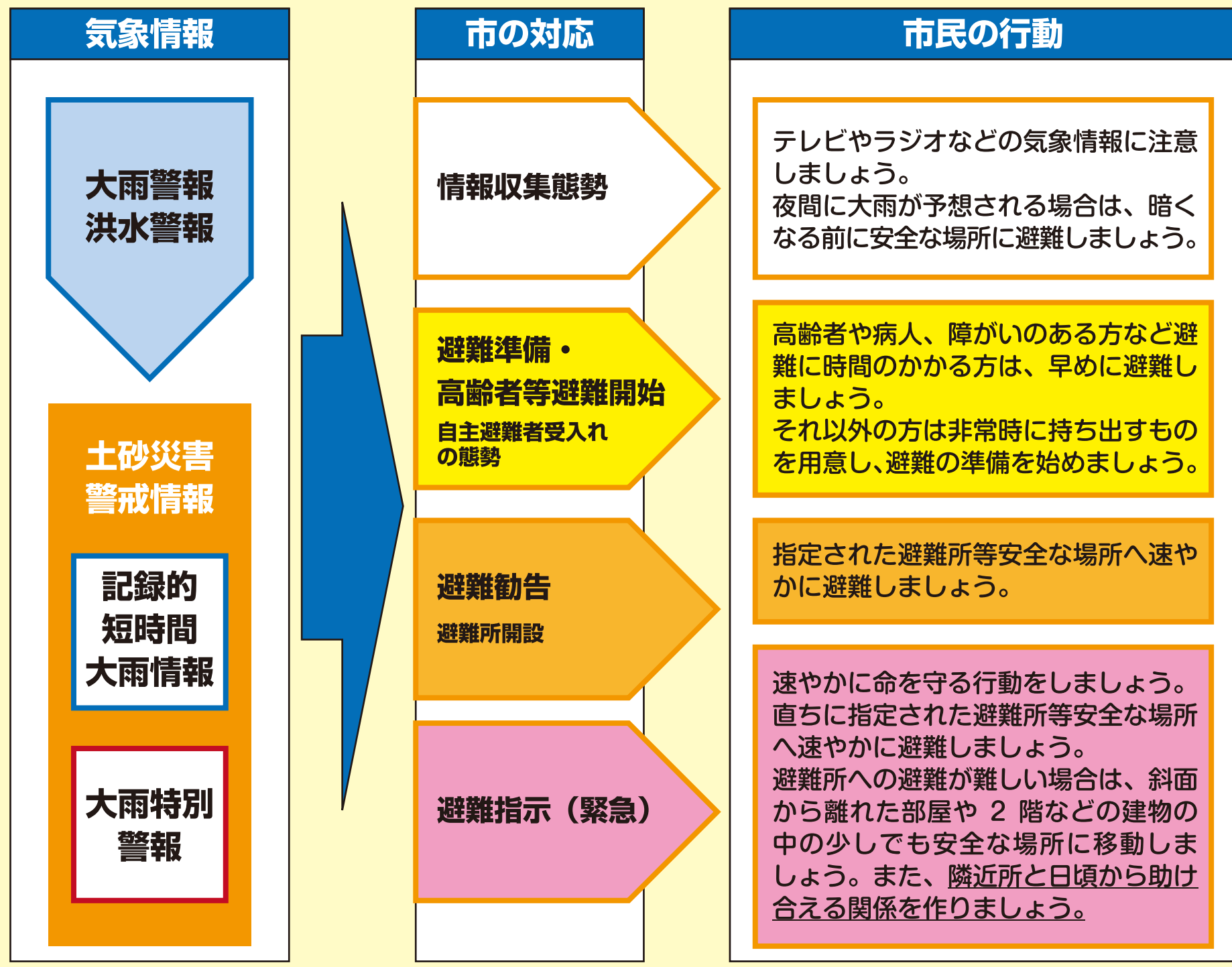


# 風水害時の避難方法を確認しよう



## 風水害時の避難行動等

災害の危険性が高まったとき、気象情報や現地の情報等を考慮し、状況に応じて市が避難勧告等を発令します。発令された避難情報により、適切な行動をとってください。  
また、危険を感じたら市の避難情報を待つことなく、自主的に避難してください。



## 避難時の心得

### ●正確な情報収集と自主的避難を



テレビ・ラジオ・インターネットなどで最新の気象情報、災害情報、避難情報に注意しましょう。雨の状況や浸水の状況に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

### ●避難の呼びかけに注意



危険がせまったときには、市役所、警察署、消防署、消防団から、防災行政無線や広報車などにより、避難の呼びかけを行ないます。呼びかけがあった場合には速やかに避難してください。

### ●災害時要配慮者の避難にご協力を



高齢者・障がい者・病気やけがをしている方は早めの避難が必要です。隣近所の災害時要配慮者の避難にご協力ください。

### ●車での避難は控えて



自動車での避難は緊急車両の妨げになります。また、交通渋滞をまねき、浸水すると動けなくなりますので、特別の場合を除きやめましょう。

### ●動きやすい格好、二人以上での避難



避難するときは、自主防災組織内で声をかけ合って避難しましょう。また水面下では道路や側溝などの境目がわかりにくいいため、杖などで安全を確認しながら歩きましょう。

### ●危険箇所を調べておこう



高齢者・障がい者・病気やけがをしている方は早めの避難が必要です。隣近所の災害時要配慮者の避難にご協力ください。



あきる野安心メールに登録しましょう！

市では、災害情報、防災情報等を「あきる野安心メール」で配信しています。

災害から身を守るには、正確な情報を迅速に入手することが大切です。ぜひ、「あきる野安心メール」に登録しましょう。

登録は、akiruno2-entry@tk.e-msg.jpを直接入力するか、次のコードを読み取って、メールを送信してください。

